

3／31（火）の発表



北海道白老町に2020 OPEN!

報道発表資料の配付日時 3月31日（火）15時 00分

発表項目 (行事名)	「北海道気候変動適応計画」の策定について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
			発表場所
概要	<p>気候変動の影響に対処し、被害を回避・軽減する「適応」の取組について、本道の地域特性や社会変化の特性に応じて、総合的かつ計画的に推進するため、「北海道気候変動適応計画」を策定しましたので、お知らせします。</p> <p>〈策定の趣旨〉</p> <p>本道においては、これまで、平成30年（2018年）9月に策定した「北海道における気候変動の影響への適応方針」に基づき、「適応」の取組を行ってきたところですが、同年12月に施行された気候変動適応法の趣旨を踏まえ、より総合的かつ計画的な取組を推進するため、本計画を策定したものです。</p>		
参考	<ul style="list-style-type: none"> ○ 添付資料 <ul style="list-style-type: none"> ・北海道気候変動適応計画の概要 ○ 適応計画（本文）は、道のホームページで公開しています。 環境生活部環境局気候変動対策課のページ http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/index.htm 		

報道（取材）に当たってのお願い			
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	同時レク

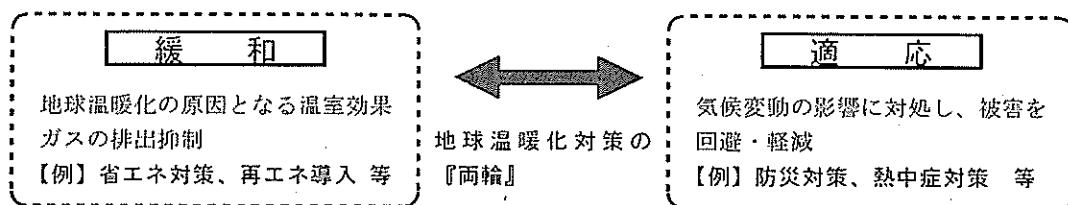
担当 (連絡先)	環境生活部環境局気候変動対策課（担当：主幹 井田） TEL ダイヤルイン 011-204-5190 内線24-232		
-------------	--	--	--

北海道気候変動適応計画の概要

1 計画策定の背景、趣旨等

(1) 策定の趣旨

- ・地球温暖化対策を進めていく上では、温室効果ガスの排出抑制を行う「緩和」の取組と、気候変動の影響に対して被害を回避・軽減する「適応」の取組が必要。
- ・このため、平成30年（2018年）12月に施行された「気候変動適応法」の趣旨を踏まえ、地域特性や社会情勢の変化などに応じて「適応」の取組を総合的かつ計画的に推進するため策定するもの。



(2) 計画の位置付け

- ・「気候変動適応法」に基づく「地域気候変動適応計画」
- ・「北海道環境基本計画」の個別計画
- ・「持続可能な開発目標（SDGs）」に掲げる「目標13：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」などの達成にも資するもの

(3) 計画期間

- ・概ね5年とし、国の動向等を勘案して必要に応じて見直しを行う。

2 気候の長期変化と将来見通し

- ・札幌管区気象台が公表した「北海道の気候変化」（H29.3）及び「北海道地球温暖化予測情報」（H31.3）を基に整理

これまでの長期変化	将来見通し（21世紀末）
<ul style="list-style-type: none">○平均気温はおおよそ1.60°C上昇○冬日・真冬日の日数が減少○年降水量の大きな変化はない○日降水量50mm以上及び70mm以上の年間日数が増加傾向○最深積雪量が減少傾向 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none">○平均気温は20世紀末を基準に5°C程度上昇○夏日は約52日/年増加、冬日は約58日/年減少○年降水量は概ね10%増加○大雨や短時間強雨の頻度が増加○年降雪量は各地域で減少 <p>など</p>

3 気候変動による影響

- ・国の報告書等を基に、本道で予測される影響等を整理

農業	小麦など一部作物の品質の低下、病害虫の発生増加や分布域の拡大
水産業	ブリなどの分布・回遊域の変化、シロザケの生息域減少
自然生態系	高山帯等植物の分布適域の変化や縮小、エゾシカ等の分布拡大
自然災害	洪水をもたらす大雨事象の増加、海面上昇の発生
健康	熱中症搬送者の増加、節足動物媒介感染症のリスク増加
その他	自然資源を活用したレジャーへの影響、ライフラインへの影響

4 適応の推進方策

(1) 適応の取組に関する基本方向

ア 本道の強みを活かす適応の取組の推進

- ・本道の地域特性等を踏まえ、次の4分野について重点的な取組を推進
- ・道の政策分野に「適応」の視点を組み込み、関係部局が連携した取組を推進

分 野	主 な 取 組 の 視 点
産 業	<ul style="list-style-type: none">・広大な大地や豊かな海にもたらされる資源を有効活用した、安全で安心な食料供給・自然資源を活用した観光業の振興
自然 環 境	<ul style="list-style-type: none">・豊かな自然環境の適切な保全と多様な機能の防災・減災への活用
自然 災 害	<ul style="list-style-type: none">・各地域の地理的特性等を踏まえた災害に強い地域づくり
生活・健康	<ul style="list-style-type: none">・道民の生命や生活の確保・災害に強い交通基盤の整備

イ 情報や知見の収集と適応策の検討

- ・国や関係機関と連携して、適応に関する最新の情報を収集し、これを踏まえて適応策を検討

ウ 道民や事業者等の理解の促進

- ・対象者や事業種別を踏まえた普及啓発、市町村への情報提供の実施
- ・事業活動における「気候リスク管理」や、新たなビジネス機会として捉える「適応ビジネス」の取組の促進

エ 推進体制の充実・強化

- ・法に基づく「地域気候変動適応センター」機能の確保について検討
- ・府内組織である「北海道地球温暖化対策推進本部」を活用した適応策の展開

(2) 各主体の役割

区 分	役 割
道	<ul style="list-style-type: none">・計画策定や地域気候変動適応センター機能の確保に係る検討・関係者と連携・協働した取組の推進・道民や事業者等の取組促進に向けた普及啓発の実施 など
事 業 者	<ul style="list-style-type: none">・「気候リスク管理」の取組の推進・「適応ビジネス」の展開 など
道 民	<ul style="list-style-type: none">・「適応」への理解と関心を深め、自ら実践
市 町 村	<ul style="list-style-type: none">・区域内の「適応」の取組の推進
民間団体	<ul style="list-style-type: none">・道民に「適応」の取組を広める活動

(3) 計画の進捗管理

- ・国における検討結果を踏まえ、本計画における進捗状況の把握・評価手法を検討
- ・当面は、4つの基本方向に関連する施策等について、定期的に状況等を把握し、取りまとめ